

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 表彰・選考審査規程細則

(目的)

第1条 表彰・選考審査規程（以下「規程」という。）によるほか、表彰・選考審査に関する詳細事項を細則に定め、より円滑な表彰・選考審査を図ることを目的とする。

(知事表彰)

第2条 以下の（１）から（５）を全て満たすものを公衆衛生事業功労者として知事表彰の推薦該当者とする。

- （１）生涯教育履修者
- （２）当会永年勤続表彰の受賞者
- （３）会員歴 20 年以上
- （４）理事または班長経験者で別に定める評価点数が 24 点以上のもの
- （５）推薦時に当会会員であるもの

2 理事、班長未経験者でも長きにわたり委員を務めたもの（同一委員を 10 年以上かつ 30 点以上）は、該当者にすることを可能とする。

3 上記以外に理事会が認めたもの

4 県職員、国家公務員、防衛省職員は該当しない（埼玉県表彰規定による）。

(厚生労働大臣表彰)

第3条 以下の全てを満たすものを公衆衛生事業功労者として厚生労働大臣表彰の推薦該当者とする。

- （１）会長、副会長、常務理事の職にある（あった）もの
- （２）当会の知事表彰推薦規定を満たしているもの
- （３）推薦時に当会の正会員又は名誉会員であるもの

(褒章)

第4条 以下の全てを満たすものを褒章の推薦該当者とする。

- （１）当会もしくは日臨技推薦で厚生労働省大臣表彰を受賞したもの
- （２）会長、副会長、常務理事の職にある（あった）もの
- （３）推薦時に当会の正会員又は名誉会員であるもの

(叙勲)

第5条 以下の全てを満たすものを叙勲の推薦該当者とする。

- （１）当会もしくは日臨技推薦で厚生労働省大臣表彰を受賞したもの
- （２）会長、副会長、事務局長の職にある（あった）もので、役員歴が 5 期 10 年以上のもの。
- （３）推薦時に当会の正会員又は名誉会員であること。

(その他)

第6条 必要に応じて実績のあるものを推薦する。

- (1) 公衆衛生協会会長賞
- (2) 結核研究奨励賞
- (3) 日臨技有功賞
- (4) その他、当会が必要と認めた賞

別紙1 (第2条 知事表彰関連 算定基準となる点数)

役務	条件	点数
理事	1期(2年)	12
研究班員	1期(2年)	4
公衆衛生研究班員※1	1期(2年)	6
班長	1期のみ加算	4
各種委員※2	1期(2年)	4
委員長	1期のみ加算	4

※1 公衆衛生研究班は、知事表彰の対象に最も合致しており、また、他の委員(精度管理等)に従事する機会がないため1.5倍とする。

※2 各種委員は、理事、班員との兼務期間は算定しない。また、在職中の理事は該当期間中に発した他役務は算定しない。

別紙2 (第2条 知事表彰関連 算定基準となる委員)

1 当会委員会	2 当会が推薦する委員
・生涯教育委員会	・埼玉県医師会精度管理委員会
・ホームページ委員会	・埼玉県精度管理委員会
・編集委員会	・川越市精度管理委員会
・精度管理委員会	・さいたま市衛生検査精度管理委員会
・検査室管理運営委員会	
・臨床検査データ標準化委員会	
・精度保証施設認証委員会	
・その他の委員会	

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成27年2月12日に改正、施行する。

- 3 この規程は、平成 30 年 5 月 10 日に改正、施行する
- 4 この規程は、令和 4 年 5 月 12 日に改正、施行する。
- 5 この規程は、令和 6 年 5 月 9 日に改正、施行する。